

保護者の皆様

伊丹市教育長

学級閉鎖等の基準について

平素より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、これまで本市では、市教育委員会が定めた学級閉鎖等の基準に基づき、学級閉鎖等の実施の有無や期間等を決定しておりましたが、可能な限り学校における感染及びその拡大のリスクの低減を図りつつ、児童生徒等の学びを保障することも重要であることから、児童生徒等の感染に伴う学級閉鎖等の基準を下記のとおり一部変更いたしました。

各ご家庭におかれましては、本趣旨をご理解いただくとともに、引き続き、日々の健康観察等の感染症対策を講じてくださいますようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等を踏まえ、本基準を見直すことがございます。

記

1 基準

(1) 学級閉鎖

- ・ 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ① 同一の学級において、複数の児童生徒の感染が判明した場合 (既に同一世帯内で感染者が発生していた場合を除く)
 - ② その他、市教育委員会が必要と判断した場合
- ・ 学級閉鎖の期間は、原則として感染が判明した児童生徒の最終登校日の翌日から5日間とする。

(2) 学年閉鎖

同一学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学年を閉鎖する。

(3) 臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、臨時休校とする。

(4) その他

保育所、こども園及び児童クラブは原則開所とし、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

2 留意事項

- ① 教職員の感染が確認された場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ② 1つの学級や学年等において出席停止の人数が多くなり、教育活動に支障が出る可能性がある場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ③ 学校関係者（園児児童生徒・教職員等）の感染が確認された場合は、個人が特定されることがないように配慮した上で、当該学校の保護者のみに公表する。
※調査期間に登校していない等、学校に影響がないことが事前に確認されている場合は公表しない。
- ④ 校内で感染が広がっている場合（クラスターの発生等）は、個人が特定されることがないように配慮した上で公表する。
- ⑤ 部活動については、本基準に準じる。
- ⑥ 新型コロナウイルスにかかる学級閉鎖等の状況については、市ホームページにおいて学級数等を公表する。

3 備考

- ① 本基準は令和4年5月18日（水）から適用する。
- ② 令和4年5月18日（水）時点で、既に学級閉鎖中の学級においては従前の取扱いとする。